

令和8年度 北海道大学大学院経済学院 会計情報専攻(会計専門職大学院)学生募集要項 《一般入試》

学院の目的

本学院は、経済学及び経営学に関する高度の教育研究を行うことにより、深い学識、幅広い知識及び豊かな創造力を有する教育者及び研究者、経済社会の発展に有為な高度の専門的知識を有する職業人並びに高度な専門性、幅広い視野及び職業倫理を備えた会計専門職を養成するとともに、経済及び経営の分野における学術の発展に寄与することを目的とする。

アドミッション・ポリシー

北海道大学大学院経済学院会計情報専攻(会計専門職大学院)は、21世紀に相応しい高度な専門性と幅広い視野、そして社会的責任感と倫理観を備えた会計専門職の養成を目指している。教育目標は、(1)ビジネスの先端で活躍できる会計専門職及び(2)地域社会に貢献する会計専門職の養成である。本一般入試においては、こうした教育目標に鑑みて、基礎的な学力に加えて、①会計専門職教育の基礎となる会計知識、②社会・経済問題に対する関心と理解及び③社会的公正性に対する認識を身につけた人材を選抜する。

なお、入学する学生は、大学において「簿記(論)」、「財務諸表論(財務会計論)」、「管理会計論」、「原価計算論」、「監査論」等について学習していることを期待する。簿記(論)は、会計学を理解する上の基礎であり、十分な理解が求められる。「財務諸表論(財務会計論)」、「管理会計論」、「原価計算論」、「監査論」は、会計が実務でどのように利用されているかを理解するために必須の知識である。

1. 募集人員

専門職学位課程 会計情報専攻 15名程度

2. 出願資格

次の各号の一に該当する者。

- (1) 日本の大学を卒業した者又は令和8年3月までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により、学士の学位を授与された者又は令和8年3月までに授与される見込みの者
[大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者]
- (3) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号参照)
[文部科学省所轄外の大学校等を卒業した者等]
- (4) 令和8年3月までに、日本の大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程若しくは我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (5) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者又は令和8年3月までに修了見込みの者
- (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は令和8年3月までに修了見込みの者
- (7) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者又は令和8年3月までに修了見込みの者
- (8) 外国の大学において修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (9) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は令和8年3月までに修了見込みの者
- (10) 本学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和8年3月31日までに22歳に達する者（注：短期大学、高等専門学校及び各種学校の卒業生など大学卒業資格を有していない者を対象）

3. 出願資格予備審査

上記「2. 出願資格」の(4)及び(10)による志願者は、願書を提出する前に出願資格に関する予備審査を行うので、別記により令和7年6月6日（金）から令和7年6月10日（火）までに書類を提出すること。（ただし、持参の場合、受付時間は期間内の平日午前8時30分から午後4時まで、郵送の場合は期間内に必着のこと。）

4. 出願期間

令和7年6月23日（月）から令和7年6月27日（金）まで
 （持参の場合）受付時間は期間内の午前8時30分から午後4時まで
 （郵送の場合）期間内に必着のこと

5. 出願手続

志願者は、次の書類等を取り揃え、本学院あてに必ず期間内に提出すること。

郵送の場合は書留便とし、封筒表面に「大学院入学願書」と朱書きすること。

- (1) 入学願書及び受験票・受験照合票……用紙交付
- (2) 成績証明書………在籍又は出身大学（学部）長の作成のもの。
- (3) 出願資格を有することを証明する書類（卒業証明書等）

◎ 中国(台湾、香港、マカオを除く)の大学を卒業、または卒業見込みの者は、以下のすべての書類を提出すること。

既 卒 者… a 学歴証書電子登録票(教育部学历证书电子注册备案表)

b 卒業証書(毕业证书)及び 学位証書(学位证书) の写し

c 出身大学(学部)長が作成した卒業証明書の原本

卒業見込者… a オンライン在籍認証レポート(教育部学籍在线验证报告)

b 出身大学(学部)長が作成した卒業(見込)証明書の原本

上記の内、書類 a は中国教育部認証システム(中国高等教育学历证书查询

<https://www.chsi.com.cn/xlcx/bgys.jsp>)より取得すること。

また、提出時点で Web 認証の有効期限が 15 日以上残っていることを確認すること。

- (4) 志願理由書………用紙交付（手書きで記入すること。）
- (5) 返信用封筒 2 通………受験票送付及び合否通知に使用するもので、本学所定の封筒 2 通に郵便番号、住所及び宛名を明記し、それぞれ 410 円分の切手を貼付すること。
- (6) 検 定 料………30,000 円
 - ① 検定料の納付は別添の専用振込み用紙で本学の指定する銀行の指定口座へ納付し、その検定料受付証明書を提出すること。
 - ② 検定料受付証明書を銀行等（ゆうちょ銀行含む）の窓口から受取る際には、必ず「日附印」を確認すること。「日附印」が押印されていないと願書は受理しない。
 - ③ 検定料は、普通為替や現金では受理できないので必ず銀行等（ゆうちょ銀行含む）の窓口で振込みの手続きをすること。

- ④ 既納の検定料は以下の場合を除き、返還できない。
- ・検定料を払い込んだが出願しなかった場合又は出願が受理されなかった場合
 - ・検定料を誤って二重に払い込んだ場合
- 【返還方法の問い合わせ先】経済学事務部教務担当（011-706-3163、ecokyomu@jimu.hokudai.ac.jp）
- (7) 連絡受信先シール……………用紙交付
- (8) そ の 他
- ① 出願資格（2）の志願者は、学士学位授与証明書を提出すること。
 - ② 外国人志願者は、上記の他に下記の書類を提出すること。
 - ・在留カード又はパスポートの写し（在留資格・在留期間が明記されているもの）
 - ・財政能力証明書……銀行預金残高証明書又は預金通帳の写し等学費及び生活費を有していることを証明するもの。
 - ③ 英語以外の外国語で作成された証明書等の書類については日本語又は英語訳を添付すること。可能であれば日本政府又は外国政府の在外公館等の公的機関による翻訳証明を付すこと。

6. 入学者選抜方法・試験科目

入学願書、志願理由書、学科試験及び出身大学(学部)長の作成した成績証明書を総合して可否を決定する。
 学科試験は別表の専門科目（共通科目及び選択科目）について実施する。共通科目は、会計学全般についての基礎的な内容について出題し、選択科目は、各分野における応用的な内容について出題する。
 志願者は、専門科目（共通科目）及び出願時に選択した専門科目（選択科目）1科目を受験すること。
 なお、算盤または以下の条件に該当する電子式卓上計算機の持込みを許可する。

- ① 電源内蔵式で、紙に記録する機能及びプログラム入力またはプログラム記憶機能を有しないもの
- ② 数値を表示する部分がおおむね水平であるもの

7. 試験日時・場所

試験期日	試験時間	試験科目	試験場所
令和7年 8月26日（火）	9:00 ～ 10:30	専門科目 （共通科目）	札幌市北区北9条西7丁目 北海道大学大学院 経済学院
	11:00 ～ 12:30	専門科目 （選択科目）	

8. 合格発表

令和7年9月2日（火）午後4時頃
 北海道大学大学院経済学院ホームページで公表するとともに、受験者あてに可否を通知する。
 （電話での問い合わせには一切応じない。）

9. 入学手続き

令和7年11月17日（月）から11月21日（金）（予定）
 入学手続きの詳細については、合格者に別途通知する。

10. 追加合格

入学手続きの状況により、追加合格を出すことがある。追加合格の連絡は、入学願書に記載された連絡先（志願者現住所の連絡先）に対して、令和7年12月1日（月）から3日（水）の間に行う。

11. 個人情報の取扱いについて

- (1) 本学が保有する個人情報、
「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を遵守するとともに、「国立大学法人北海道大学個人情報管理規程」に基づき、保護に万全を期している。
- (2) 出願書類に記載されている氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜、②合格者発表、③入学手続き、④入学者選抜方法等における調査・研究及び⑤これらに付随する業務を行うために利用する。
- (3) 各種業務での利用にあたっては、一部の業務を本学より当該業務の委託を受けた業者（以下、「受託業者」という。）において行うことがある。業務委託にあたり、受託業者に対して、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、出願書類に記載されている個人情報の全部又は一部が提供される。
- (4) 出願書類に記載されている個人情報は、合格者のみ入学後の①教務関係（学籍、修学指導等）、②学生支援関係（健康管理、奨学金申請等）、③授業料等に関する業務を行うために利用する。
- (5) (4)の個人情報のうち、氏名、住所に限って、北大フロンティア基金及び本学関連団体である①北海道大学体育会、②北海道大学経済学部同窓会からの連絡を行うために利用する場合がある。

12. その他

- (1) 出願後は、書類の変更を認めない。また、提出された書類は一切返却しない。
- (2) 本学院では、原則として二重学籍を認めていない。
- (3) 身体に障害のある場合は、受験上及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、令和7年6月20日（金）までに経済学事務部教務担当へ申し出ること。
- (4) 入 学 料 282,000 円
- (5) 授業料年額 535,800 円
(入学時及び在学中に学生納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金が適用される。)
- (6) 過去問題について
本学院ホームページにて公開する。
<https://www.haccs.hokudai.ac.jp/entrance-exam/past-paper>
- (7) 募集要項・願書等の郵送を希望する場合は、封筒表面に「令和8年度会計情報専攻学生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（A4サイズに宛名等を明記し、180 円分の切手、速達を希望する場合は 480 円分の切手を貼付）を同封のうえ下記あてに請求すること。

13. 外国籍の出願者への留意事項

(1) ビザ/在留資格について

本学で外国人留学生として在籍するには、在留資格「留学」を取得する必要があります。在留資格「留学」の申請に必要な「在留資格認定証明書」は、申請から発行までに3ヶ月以上かかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。なお、在留資格取得にかかる手続きについては、以下の本学 web サイトを参照してください。

日本語版：<https://www.oia.hokudai.ac.jp/cier/wp/wp-content/uploads/2024/11/flf5158c300497954e4e73defa2dbde3.pdf>

英語版：<https://www.oia.hokudai.ac.jp/cier/wp/wp-content/uploads/2024/11/c9360fdf60a46b643cc435e347ec6948.pdf>

(2) 安全保障輸出管理について

本学では「外国為替及び外国貿易法」に基づき「北海道大学安全保障輸出管理規程」を定めて貨物の輸出、技術の提供（人の受入を含む）について厳格な審査を実施しています。

規制事項に該当する場合は、希望する教育が受けられない又は研究が実施できない等の制限がかかる場合があります。

安全保障輸出管理にかかる具体的な規制事項等の詳細については、以下の経済産業省のウェブサイト参照してください。

《経済産業省ウェブサイト》<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

令和7年3月

北海道大学大学院経済学院

〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目

北海道大学経済学事務部 教務担当

TEL : 011-706-3163

ホームページ <https://www.econ.hokudai.ac.jp/>

メールアドレス ecokyomu@jimu.hokudai.ac.jp

別 表

専門科目（共通科目）

出 題 科 目	備 考
会 計 学	

専門科目（選択科目）

出 題 科 目	備 考
1. 会 計 学	
2. 経 営 学	
3. 経 済 学	マクロ及びミクロ経済学
4. 統 計 学	
5. 経 営 情 報 学	オペレーションズ・リサーチ、経営情報論

別 記

出 願 資 格 予 備 審 査

出願資格の(4)及び(10)により志願しようとする者は、予備審査を行うので、次により書類を提出すること。

なお、英語以外の外国語で作成された証明書等の書類については日本語又は英語訳を添付すること。可能であれば日本政府又は外国政府の在外公館等の公的機関による翻訳証明を付すこと。

I 予備審査に必要とする書類

・出願資格の(4)により志願しようとする者

a. 日本の大学の3年次に在学の者 ※

- ① 出願資格予備審査申請書………所定用紙
- ② 成績証明書………在学する大学の2年次2学期までの成績が記載されたもの
- ③ 所属する大学学部 of 卒業に必要な履修科目・単位数等が明記された書類
………学生便覧、履修案内等の授業科目表の写し等
- ④ 3年次末までの履修（予定）科目・単位数を明記したもの
………履修登録書の写し又は本人の履修計画書等

b. 外国において学校教育における15年の課程、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程若しくは我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者。なお、中国の専科が最終学歴の者は、出願資格を認めないので注意すること。

- ① 出願資格予備審査申請書………所定用紙
履歴書………所定用紙
- ② 成績証明書
- ③ 修了（卒業）証明書又は修了（卒業）証書・学位記等の写し
- ④ 日本国籍を有しない者にあつては在留カードの写し又はパスポートの写し

・出願資格の(10)により志願しようとする者

- ① 出願資格予備審査申請書………所定用紙

II 予備審査の書類提出期間

令和7年6月6日(金) から令和7年6月10日(火)
 (持参の場合) 平日の午前8時30分から午後4時まで
 (郵送の場合) 期間内に必着のこと

III 予備審査の面接（口述試験）

本学院は、予備審査提出書類の他に面接が必要と認めたものについて、面接（口述試験）を実施する。
 面接該当者には、別途通知する。

IV 予備審査の結果通知

令和7年6月18日(水) 本人あてに通知する。

※ 出願資格（4）a. とは、次の条件を満たすものとする。

- (1) 令和8年3月末で、大学在学期間が3年間に達する者
- (2) 令和7年度第2学期(令和8年3月)終了時点で在学する大学を卒業するのに必要な修得単位数(1年次からの通算単位数)の80%以上を優れた成績で修得見込みの者
 なお、入学試験に合格した者が令和8年3月までに上記要件を満たさない場合には、合格を取り消すこととする。

長期履修学生について（新入生用）

長期履修学生とは、職業を有している等の事情により、標準修業年限（修士課程及び専門職学位課程2年、博士後期課程3年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することが認められた者をいいます。

入学時から長期履修学生に認定された者は、一般の学生とは異なり、修学年数に関係なく、標準修業年限（修士課程及び専門職学位課程2年、博士後期課程3年）分の授業料で修学することができます。

なお、長期履修の申請は、入学時の申請のほか、在学してから申請することもできますが、2年目・3年目に長期履修が許可された場合の授業料総額は増額となりますので、ご注意願います。（最終年次での申請はできません。）

1. 申請資格

長期履修を認めることができる者は、本学院への入学志願者及び在学する者（標準修業年限の最終年次に在籍する者を除く。）で、次のいずれかに該当する者とします。

- （1）官公庁、企業等に在職している者（給与の支給を受け、職務を免除されている者を除く。）又は、自ら事業を行っている者等フルタイムの職業に就いている者
- （2）その他育児、親族の介護等前号に準ずる負担により、修学に重大な影響があると学院長が認めた者

2. 申請の手続き

長期履修学生を申請する者は、次の（1）～（3）の書類を入学願書とともに提出してください。

（申請書様式は経済学事務部教務担当にて配付します。）

- （1）長期履修学生申請書
- （2）履修計画書
- （3）長期履修が必要であることを証明するもの（在職証明書等）

3. 可否の認定

申請書類に基づき審査の上、認定の可否を決定し、合格発表時に通知します。

4. 在学期間

長期履修学生として在学することを認められる期間は、1年を単位とし、修士課程及び専門職学位課程にあっては3年以上4年まで、博士後期課程にあっては4年以上6年までとなります。

5. 授業料の年額

長期履修学生の授業料年額は、原則として授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を在学期間の年数で除した額となります。（授業料の改定時期によっては、修了までの納入予定総額が当初の予定より増額することがあります。）

6. 在学期間の短縮又は延長

長期履修学生で特別な事情がある場合は、在学する課程において、1回に限り期間の短縮又は延長を申請することができます。

（1）在学期間の短縮

長期履修期間の短縮を認めることのできる期間は、標準修業年限（修士課程及び専門職学位課程2年、博士後期課程3年）に1年を加えた期間までとします。

長期履修期間の1年短縮を希望する場合は、長期履修期間が終了する日の2年前（博士後期課程において2年短縮を希望する場合は3年前）までに「長期履修学生在学期間変更願」を提出し、承認を得なければなりません。

（2）在学期間の延長

長期履修学生は、在学期間の延長をすることができます。在学期間の延長を希望する者は、当初の長期履修期間が終了する日の1年前までに「長期履修学生在学期間変更願」を提出し、承認を得なければなりません。

なお、長期履修期間は、修士課程及び専門職学位課程4年、博士後期課程6年を超えることができません。